平成２９年（フ）第６６４号
宮城県名取市大手町５丁目16番地の７
債務者　高須　光喜
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１０８号
宮城県大崎市松山金谷字駅前東８番地20
債務者　鈴木富美子
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
宮城県大崎市古川駅東３丁目３番24号　サンセット101号
債務者　後藤明実こと　李　　明実
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１６１号
茨城県結城郡八千代町大字袋302番地
債務者　大山　晴美
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２０４号
茨城県結城市新福寺１丁目２番地１
債務者　張員　　集
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２０９号
茨城県猿島郡境町大字若林521番地
債務者　倉持　明美
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第６５５号
千葉県市原市国分寺台中央１丁目４番地６
中島ハイツ103
債務者　野﨑　宏志
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８５３号
千葉県市川市須和田１丁目34番18号　（ファミール．イコット102）
債務者　吉岡　一夫
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９４６号
千葉市花見川区花園１丁目20番６号　サンタモニカ検見川403号
債務者　中村　邦江
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９４７号
千葉県市原市馬立1615番地23
債務者　青柳　愛子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９４８号
千葉県船橋市薬円台１丁目９番13号
債務者　佐藤あゆみ
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９４９号
千葉県市原市馬立1615番地23
債務者　青柳　一正
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１００８号
千葉県習志野市谷津３丁目１番42―510号
債務者　西口　陽子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０１３号
千葉市美浜区磯辺５丁目９番１―1119号
債務者　杉村　　優
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０２３号
千葉市稲毛区天台２丁目13番11号　レオパレスガット107号
債務者　礒部志津香
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０３８号
千葉県市川市本北方１丁目44番６号
債務者　田中　梨絵
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０４１号
千葉市若葉区貝塚町372番地１　生活支援集合住宅ふるさと
債務者　信夫　　清
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係